

第3回阿賀町入札監視委員会会議録

1. 日 時 平成19年12月27日 13時15分～15時45分
2. 会 場 阿賀町役場3階第3会議室
3. 出席者 委員 沢田委員長、伊津委員、五十嵐委員、関塚委員、鷺尾委員
町側 長谷川副町長、加藤総務課長、渡部課長補佐
眞田管財係長、遠藤主任、斎藤主事
4. 議案
 - 入札関係要領の改正・制定について
 - ①簡易公募型指名競争入札(工事)試行要領の一部改正について(11月1日付)
 - ②町建設工事等低入札価格調査制度実施要領の一部改正について(11月1日付)
 - ③町総合評価方式試行要領の制定について(12月1日付)
 - ④ 同 要領運用基準の制定について(12月1日付)
 - 抽出事案の説明・審議について
抽出事案
 - ・制限付一般競争入札
 - ① 南部浄水場機械設備工事
 - ・簡易公募型指名競争入札
 - ① 実川溪谷森林公園第2期整備工事
 - ② 町道漆沢小手茂線道路改良工事
 - ③ 釣浜集落集会施設新築工事
 - ④ 広谷配水池築造工事
 - ・指名競争入札
 - ①阿賀の里物産館サブ厨房改修工事
 - ②南部浄水場電気設備工事
 - ・随意契約
 - ①新三川温泉源泉予備ポンプ交換修理工事
 - ②阿賀町クリーンセンター排ガス処理設備・通風設備補修工事
 - その他資料
 - ・四半期における落札率の推移について(第1四半期・第2四半期比較表)
 - ・再入札、再々入札全事案の入札差額比較表(価格推移表含む)
 - ・落札率95%以上全事案の入札差額比較表
5. 会議録 別紙のとおり

説明・答弁	質問・意見
<p>総務課長</p> <p>第3回の入札監視委員会の開会。次第に従い、副町長・沢田委員長からあいさつをお願いした。</p> <p>副町長</p> <p>委員各位に親しく年末のあいさつを述べ、11月・12月と入札関係制度の改正をし、入札の透明性・公正性の確保、また地元企業の入札機会の確保のため入札改革を実施したことを報告し、阿賀町にふさわしい入札制度を目指し改革推進をしていきたい旨を述べた。続いて、今年度の町発注工事の発注状況を紹介し、委員各位からご精査・ご指導をいただき、今後ご意見を参考に更なる入札制度改革に反映させたいことを述べあいさつとした。</p> <p>沢田委員長</p> <p>今回は3回目審査だが、実質2回目の審査となる。前回に続き、要領の改正や制定がある。阿賀町の入札制度が変動している時期と拝見しているところである。その中で総合評価方式の試行については、国や県では取り組んでいるが市町村での取り組みはまだ低く、その取り組みは先進的で評価出来る。今後より良い制度にしていくために、委員の皆さんのお知恵を拝借しながら進めて行きたいとあいさつをした。</p> <p>総務課長</p> <p>以降、委員長から進行をお願いしたい旨を告げて進行を交代した。</p> <p>沢田委員長</p> <p>次第に従い、次第1の「入札関係要領の</p>	

説明・答弁	質問・意見
<p>改正・制定について」の説明を事務局に求めた。</p> <p>総務課長</p> <p>簡易公募型指名競争入札試行要領の一部改正については11月1日付で行った。一つ目として、公募地域範囲の見直しを行った。これまでは、町内に従たる営業所を置く業者については簡易公募の対象外としていたが前回の監視委員会のご意見を参考に、このたび4,000万円～5,000万円の範囲について公募対象とした。これについては3年以上の営業実績を参加要件とした。また、これにより競争性の確保が図られるので、従来対象としていた県振興事務所新津支局管内及び新発田市・阿賀野市に本社を置く業者については対象外とした。経常共同企業体の参加については、従来全ての工事に参加可能であったが、指名委員会で必要と認めた工事に限ることとした。次に参加ランクについては1,000万円以下の土木一式工事については参加対象となる小企業の育成保護対策の観点からC級・D級のみを対象とした。また、町内に従たる営業所設置業者についてはA級業者がほとんどで、従来簡易公募には参加できなかったが4,000万円から5,000万円の工事に参加できるように改正を図った。</p> <p>次に②の町建設工事等低入札価格調査制度実施要領の一部改正については、一つ目として県が最低制限価格の算定基準を引き上げたものを参考に、調査対象基準額を引き上げた。続いて対象工事の拡大につ</p>	

説明・答弁	質問・意見
<p>いては、改正前は 2,000 万円以上の工事を対象としていたが、更なる品質の確保・ダンピング防止の観点から 500 万円以上と対象額を引き下げた。</p> <p>次に③の町総合評価方式試行要領の制定については 12 月 1 日付けで制定した。従来落札者を決定するには入札価格のみで決定していたが、企業の技術力・地域貢献度等を考慮して落札者を決定する総合評価方式に関する要領を制定した。委員長のあいさつにもあったが、この方式については国・県では運用されているが、県の指導もあり、当面阿賀町では簡易実績型で試行したい。④の同要領運用基準については必要様式や評価基準を定めた。</p> <p>沢田委員長 ご質問ご意見ございますか。</p> <p>総務課長 業者数については、参加対象でなかった従たる営業所設置業者を対象としたことにより、従来参加対象であった新潟地域振興局新津支局管内及び新発田市及び阿賀野市に本社を置く業者を公募対象外としたもの。阿賀町に従たる営業所設置業者は 11 社あり、土木一式については A 級から D 級まで 48 社となる。十分な競争性は確保されるものと考えている。</p>	<p>鷲尾委員 簡易公募要領については改正により競争性の確保が図られたということで新発田市等の業者については対象外としたという理解でよろしいか。この改正によりどの程度の業者数が確保されるのか。</p> <p>沢田委員長 確認だが、これまでは阿賀町と新発田市等に本社がある業者が対象だったものを阿</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>総務課長</p> <p>あくまで阿賀町内の地域業者を優先するということ。町内の営業所設置業者の中には何十年も営業所を設置している業者が今までの要領では参加できない状況でありそれらを解消した。</p> <p>総務課長</p> <p>工事の級によって違うが、4,000万円～5,000万円でA級業者等の営業所が参加となる。B・C・D級工事については、業者数が確保できるため全て町内本社設置業者により入札執行できる考えである。</p> <p>総務課長</p> <p>6月の改正前までは、営業所設置業者についても対象としていた。6月の改正で本社の設置の地域要件を条件としたわけだが、前回の監視委員会でも対象とするようご意見を頂いたところである。</p> <p>眞田係長</p> <p>議会案件ではないので施行月日となる。</p>	<p>賀町に営業所があればよいということなのか。</p> <p>鷲尾委員</p> <p>結局、阿賀町に営業所を設置しているということは他に本社があるA級かB級業者だということ。その業者を対象とする代わりに新発田市等の近隣市に本社のあるB・C級業者が対象にならなくなることにより、どういった変化が見られるのかということ、表現が適切かどうかは別として、中小零細企業より大会社が参加できるということになるということによろしいか。</p> <p>沢田委員長</p> <p>他の自治体でも町内に営業所を設置している業者を参加対象としていることが多いようである。</p> <p>沢田委員長</p> <p>改正年月日については11月1日付とあるが町議会の承認を得たのが11月1日ということか。</p> <p>鷲尾委員</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>眞田係長</p> <p>総合評価の方法としては除算方式と加算方式がある。県内でも新潟市など大きな市は加算方式を取っている。県は除算方式を採用しており県内の自治体では除算方式を採用している自治体が多い。加算方式は技術評価点の割合が大きく影響し、除算方式では地域貢献度の割合が大きく影響するようである。町の要領を定めるにあたっては県の要領を参考にして制定したものである。県に準じて除算方式を評価方法とした。</p> <p>眞田係長</p> <p>金額に応じて技術評価点が変わることはない。</p> <p>総務課長</p> <p>総合評価方式では、A級工事であればA級業者とD級業者が競合するケースはないので評価については競争できる範囲と想定できる。技術力や地域貢献度についても大きな差が出ることはあまりないのではと思う。</p>	<p>総合評価方式の第12の総合評価の方法について記載があり、評価値の高い業者を落札者とするということだが全国统一された考え方なのか。他の方法もあると思うが。</p> <p>鷲尾委員</p> <p>入札金額が大きくなればなるほど、技術評価点の差が小さくなるのか。</p> <p>鷲尾委員</p> <p>この計算式からいうと総合評価方式では技術評価点のAランクの業者とDランクの業者ではかなり違う。そういった場合に本来金額が大きくなればなるほど技術評価点の影響していかなければならないのに、除算方式だと逆になるのはどうしてかという単純な疑問。</p> <p>鷲尾委員</p> <p>次回でもけっこうなので、もう少しわかり易い資料を用意いただきたい。</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>総務課長 わかりました。</p> <p>沢田委員長 加算点の部分が違ってきます。</p> <p>眞田係長 評価値の算定する前提として予定価格を満たしていることが条件となる。</p> <p>総務課長 今年度中に 2 件予定している。アドバイザーについては阿賀町では依頼してないので、県建設技術センターにお願いする予定となっている。</p> <p>沢田委員長 他に質疑意見がないことを確認し、次第 2 の抽出事案の説明・審議に移った。 はじめに、抽出理由を今回の抽出委員の伊津委員に説明を求めた。</p> <p>沢田委員長 続いて抽出議案について事務局の説明を求めた。</p>	<p>五十嵐委員 国交省から出ているガイドラインの評価方法計算式が違っているようだが、点数は違ってくるのか。</p> <p>沢田委員長 この要領の中に入札金額が予定価格を上回ってはならないというのがどこかに記載してあるか。</p> <p>鷲尾委員 第 13 の 1 項に記載があります。</p> <p>沢田委員長 総合評価方式の一番大変な部分は配点で、二人以上の学識経験者から意見を聞くこととなっている。何件くらい試行予定なのか。</p> <p>伊津委員 1 1 月の中旬に私の事務所で抽出を行った。抽出方法は入札方法ごとに無作為・公正に抽出した。</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>眞田係長</p> <p>様式1の「発注工事総括表」、様式2の「発注方式別工事一覧表」、様式3の「苦情処理一覧表」、様式4の「指名停止措置一覧表」、様式5の「談合情報対応状況表」についてそれぞれ内容を説明。様式6については様式2と兼ねる旨を説明した。</p> <p>沢田委員長</p> <p>ここまでの説明に対し、ご質問ご意見ございますか。</p> <p>特にないようですので、様式7の抽出事案の説明を発注方式ごとに説明してください。</p> <p>眞田係長</p> <p>発注方式が「制限付一般競争入札」の事案1件について説明をした。</p> <p>総務課長</p> <p>低入札価格の詳細調査については、国な</p>	<p>鷲尾委員</p> <p>低入札価格調査で失格となる基準の85%は基準が高すぎるのではないか。その基準に明確な根拠はあるのか。失格となった会社はその金額で本当に施行できないのか。工事費内訳書は調査をしていると思うが、積算理由についても聞き取り調査をするべきではないのか。低入札調査報告書はそれをやった形跡はない。単なる数字だけで判断している。非常に形式的過ぎるように感じる。85%の根拠について質問が出たときに明快に答えることが出来るのか。それなりの事情聴取の上で判断すべきではないのか。基準が85%というのは世間一般的にも高すぎるのではないか。</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>どでは実施しているが、末端自治体では対応する技術力もなく困難な状況である。このようななか県では、この7月から低入札制度を運用する場合について失格要件を新たに設定した。町でもこれに準じ失格要件の数値も含め設定したところであるが、数値的な根拠については把握していない。あくまでも県の数値を準用させてもらっている。</p> <p>総務課長</p> <p>失格要件については、調査4項目の1項目でも基準を満たしていない場合は失格となる。</p> <p>総務課長</p> <p>阿賀町では、最低制限価格の代わりに低入札価格制度を運用している。それぞれの基準価格の算出根拠は同じものである。最低制限価格制度を運用した場合は今より落札基準が上がることとなる。低入札調査制度の場合は、調査基準価格を下回っても、この4項目の失格要件をクリアしていれば落札者とするわけでより柔軟な制度を選択し運用しているつもりである。</p>	<p>五十嵐委員</p> <p>失格となった業者は、調査資料を見ると確かに直接工事費は失格に該当しているが、その他の共通仮設費等の項目ごとの割合は高い。失格としたことが町のために本当に良かったのかは疑問だ。</p> <p>関塚委員</p> <p>先回の委員会でも低入札価格調査制度については議論をしたところだが、85%については私も高いように感じる。詳細調査をする技術がないのであれば県等と協議をするなどの方法は取れないのか。</p> <p>鷲尾委員</p> <p>町民にとっては、価格が安いに越したことがない。最低制限価格を運用した場合に高くなるとしたら、その算出根拠そのもの</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>総務課長</p> <p>阿賀町でも、低入札制度を運用するか、最低制限価格を運用するかは議論をしたところ。最低制限価格の算出については従来、国交省から算出基準について通知が来ており、以前は現場管理費の1/5だったものが1/2に引き上げられている。これについては、品質確保やダンピング防止の観点からの措置。3年位前までは安ければいいということであったが、将来の維持管理等も考慮した場合、逆に高くつく場合もあるので品質管理に重点を置いた施策に変わって来ているところである。</p>	<p>がおかしいのではないかと。ある程度標準の積算をしているのであれば企業努力で下げられる分が85%なんて民間レベルでは当たり前の話なので充分考慮すべきではないのか。</p> <p>鷲尾委員</p> <p>要は品質の確保が出来ればいいわけで、発注者側の論理じゃなく工事そのものが確実に履行されれば良い。工事履行補償等を考慮すればよいのではないかと。県に準ずるのも良いが、町独自の考え方があっても良いのではないかと。県の考え方がおかしいければ提言しても良いのではないかと。</p> <p>沢田委員長</p> <p>失格要件があるということは、低入札制度の中に最低制限価格が設定されているということ。業者の中には手持資材等があっで安く入札できる場合もある。聞き取り調査を実施して柔軟に対応することも可能ではないかと。今回制度化した総合評価方式が定着してくれば失格要件をはずすことも可能となってくると思われる。</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>総務課長</p> <p>失格要件については、工種によって区別するなど、率を変動する方法などがあっても良いのかもしれないので検討したい。</p> <p>総務課長</p> <p>残念ながら、町には失格要件等の率を決定するにあたってはその根拠を定義づけるだけの技術がないので今のところは県に準じた形での低入札制度を運用していきたい。また、改正前の地域要件を隣接市に拡大したときに、町内業者は低価格で競争するだけの体力がないため対抗できないという意見もあったので運用を考慮する必要があると考えている。</p>	<p>五十嵐委員</p> <p>この事案は特殊工事の入札者は3社しかない。しかも大手である。入札価格に対して意見聴取すべき事案であったと思う。地元業者と競合しない案件なので最低入札者を落札者としても良かったのではないか。</p> <p>関塚委員</p> <p>地元業者が関わっていない高額な工事と、普通工事町内業者が対象の工事を同じ低入札の基準で落札決定でなくても良いのではないか。税金の有効使用の面からも再考の余地がある。</p> <p>鷲尾委員</p> <p>県に準じるばかりでなく、町の独自の入札制度なので適正な競争性が確保されればよいのではないか。</p> <p>鷲尾委員</p> <p>使い分ければよいのではないか。価格等で使い分けるのが現実的ではないのか。</p> <p>関塚委員</p> <p>町内業者を対象とする場合と、町外の大</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>総務課長 工種ごとの運用なども含め、更に十分に検討していきたい。</p> <p>沢田委員長 他に質問・意見の無いことを確認し、次に簡易公募型指名競争入札の抽出案件について事務局から説明を求めた。</p> <p>眞田係長 発注方式が「簡易公募型競争入札」の事案4件について続けて説明をした。</p> <p>沢田委員長 ご質問、ご意見ありますか。</p> <p>総務課長 いろいろと検討したい。</p> <p>沢田委員長</p>	<p>手業者が対象の場合で使い分ければいいのではないのか。</p> <p>鷲尾委員 4件のうち①と②の2件は競争原理が働いているのが読み取れるが、他の2件は95%以上の落札率で、各業者の入札価格の差が規則的であり意図的なものを感じる。競争原理が働いているとは言えない。このような事案についてどう対処するかが問題。何らかの牽制する必要がある。工事費内訳書を精査して手書きであれば筆跡やパソコンソフトの特定をしたりするだけでも業者に対して牽制の意味はある。談合とは断定できないが、また談合だとしても防ぐのは非常に難しいので牽制するしかない。何もしなければこのままの状況となる。内訳書を精査しているということを業者にわかるようにしなければならない。</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>他に意見がないことを確認し、続いて「指名競争入札」の事案の説明を事務局に求めた。</p> <p>眞田係長 発注方式が「指名競争入札」の事案2件について続けて説明をした。</p> <p>沢田委員長 ご質問ご意見ありませんか。なお、低入札により失格となった事案もごございますが、失格関連のご意見は先ほど頂いたものでそれ以外のご意見をお願いします。</p> <p>意見がないことを確認し、続いて「随意契約」の事案の説明を事務局に求めた。</p> <p>眞田係長 発注方式が「随意契約」の事案2件について続けて説明をした。</p> <p>総務課長 今年度予算作成時に参考見積を徴して算出したもの。</p> <p>総務課長 今回見積をお願いした2社から徴したもの。今回発注するにあたり正式に2社から再度提出していただいたもの。</p> <p>眞田係長 随意契約の場合は、最低見積業者と必ずしも契約をしなければならないということではないが、一般的には最低見積者と契</p>	<p>鷲尾委員 ②の事案の設計額はどのように算出されたものか。</p> <p>鷲尾委員 それはどこから徴したものか。</p> <p>鷲尾委員 見積を検討の結果低い方と無条件で契約したものか。</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>約をしている。</p> <p>沢田委員長 他に意見がないことを確認し、続いて次第3の「その他」の説明を事務局に求めた。</p> <p>眞田係長 第1四半期と第2四半期の入札方式ごとに比較した「落札率の推移」と「再入札案件の入札額の比較表」及び「落札率95%以上事案の入札額と差額の比較表」について説明した。</p> <p>総務課長 第1四半期は比較的大きな金額の事案</p>	<p>鷲尾委員 今回見積を徴した業者は関連企業であることから話し合いがもたれていた可能性がある。民間では見積を細部で比較した中で価格交渉をするなど安くする努力をしている。随意契約でこのようなケースの場合はこういった対応も必要に感じる。</p> <p>五十嵐委員 ①の事案は、請負者がポンプを作っているわけではない。ホンプの製作者者に照会したらもっと安い見積になるのではないか。</p> <p>沢田委員長 随意契約の理由について、②の事案は理解でき適当と思われるが、①の事案については選定業者がデータを持っているだけの理由では非常に弱い。この業者しかいないという説得力の強い適切な理由が必要なので今後注意していただきたい。</p> <p>沢田委員長 第1四半期と第2四半期を比較した場合全体で5%近く落札率が上昇しているが考えられる原因は何か。</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>が多く、特定JVなどが対象となり、競争性がより高い状況であった。比較して第2四半期は大きな金額のものが少なく、そういったことが影響しているのではと推察される。</p> <p>総務課長</p> <p>町内業者なので県建設業協会東蒲原支部にも競争力を高めてくれるように申し入れをしているところだが、町内業者の全てが協会に入っているわけではないので何らかの方策を検討したい。</p> <p>総務課長</p> <p>災害復旧工事等で現場の条件が悪く落札できないケースもあるので一概に言えないが検討したい。</p>	<p>鷲尾委員</p> <p>やはり、地元業者のみの入札だと落札率は高止まりになる。再入札に関する入札額の比較資料を見ると全て1位不動である。その中で95%以上のものは競争性をまったく感じない。再々入札まで行って落札率が99.64%なんて事案は考えられない。落札業者があらかじめ決定していて予定価格を探りながら入札しているとしか思えない事案だ。今後これらをどのように対処していくかが問題。抑止力となるものが必要に感じる。これは地元業者育成のために容認するということとは違うし、容認すべきでないと思う。</p> <p>鷲尾委員</p> <p>この事案を見ると落札業者以外は全て予定価格を満たしていない。競争性が確保されていないということ。提出された入札内訳書を調査して、業者に積算内容について聞き取り調査をして牽制すべき。</p> <p>伊津委員</p> <p>いづれにしても比較表を提示してもらったからわかったこと。</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>眞田係長 年度当初は提出に慣れていないため手書きのものもあったが、現在はパソコンで作成したものが多い。</p> <p>総務課長 手書きの場合でも、作成者を記入してもらおう等の手段も考えられる。十分に検討したい。</p> <p>沢田委員長 他に意見が無いことを確認し、続いて「第5回委員会から第8回委員会の日程調整」について事務局に説明を求めた。</p> <p>眞田係長 委員各位に日程を確認し、第5回委員会から第8回委員会の日程を下記のとおり決定した。 ・第5回委員会 20年6月2日(月) ・第6回委員会 20年9月30日(火) ・第7回委員会 20年12月1日(月) なお、第8回委員会については平成21年となることから、第5回委員会で決定することとした。</p> <p>沢田委員長 その他全般にわたって意見の無いことを確認し閉会とした。</p>	<p>鷲尾委員 提出してもらおう積算内訳書は手書きのものが多いのか。</p> <p>沢田委員長 内訳書をパソコンで作成した場合、プロパティを開くと作成者が判る場合がある。牽制といった意味で電子データでの提出もひとつの方法。</p>

説明・答弁	質問・意見

